

民間資金等活用事業推進会議（第3回）議事要旨

日時：平成24年8月1日（水）（15：15～15：25）

場所：官邸2階小ホール

出席者：

内閣総理大臣 野田佳彦

内閣官房長官 藤村修

内閣府特命担当大臣 中川正春

その他全閣僚（代理出席含）

内閣府大臣政務官 園田康博

〔議事の経過〕

1 冒頭、野田総理から挨拶

- PFIについては、昨年、公共施設等運営権や民間提案制度の導入等の法改正を行い、また、現在、官民連携インフラファンドの創設を内容とするPFI法改正法案を国会に提出し、制度面の整備を着実に進めているところ。こうした中、昨日閣議決定した「日本再生戦略」の中でも、PFIの具体的な案件形成等を促進することとしたところ。

- それぞれの所管分野で一つでも多く目に見える形でPFI事業を進捗させることが重要であり、各大臣におかれては、政府一体となってPFIを推進するため、本日も議論いただく取組方針も踏まえ、引き続きリーダーシップを発揮していただきたい。

2 政府一体となったPFI事業の一層の推進に向けた取組方針（案）について

- 中川大臣から趣旨の説明

- ・ 極めて厳しい財政状況の下、財政負担の大幅な縮減や自由度の高い民間の事業機会の創出につながる独立採算型事業の拡大など、新たな方向性について、全閣僚間で認識を共有し、PFI事業を一層推進するというのが本取組方針の趣旨

- 園田政務官から取組方針案の要点を説明
 - ・ P F I 事業の一層の活用と普及促進の必要性、
 - ・ コンセッションやインフラファンドを活用した独立採算型等の P F I 事業の具体化、新たな分野での P F I の活用等に関する政府横断的な取組の必要性、
 - ・ P F I 事業の掘り起しのため、事業モデルの具体化・提示等を通じた案件形成の積極的な推進に努めること、
 - ・ 防災や再生エネルギーなど特に政策ニーズが高い新たな分野における事業化促進への重点的取り組み、P F I 法改正法案成立後、官民連携インフラファンドの金融面における支援等による案件形成の促進、
 - ・ 副大臣レベルでの連携・調整の場を設け、具体的な取組を進めること
 - ・ 通常の公共事業とのイコールフットィングや関係各省における P F I 推進体制の充実等への取組を図ることや、
公共施設整備を行う際にまずは P F I の実施の可否を検討する制度につき、内閣府と関係省庁が連携・協力して検討を進めること。
 - ・ これらの取組により、インフラ事業への民間投資の促進を通じてモノへの需要を顕在化させ、デフレ脱却と経済活性化の実現を目指すこと等につき記述。
- 推進会議決定とすることにつき了承

中川大臣から

- 取組方針に従って各々 P F I 事業の案件形成促進のために必要な取組を協力的に推進すること。
- 今後とも推進会議の場を通じ、P F I 事業の一層の推進に政府を挙げて取り組むこと。

について、閣僚各位に協力要請

3 民間資金等活用事業推進会議幹事会の設置について

- 概要につき、園田政務官から説明
 - ・ 関係行政機関相互の緊密な連携の下、P F I 施策の実施の推進等に資すること等を目的として、内閣府審議官を議長とし、関係各省の官房長等を構成員に設置すること
- 幹事会を設置することにつき了承